

## 留萌市自主防災組織助成金交付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び留萌市地域防災計画に基づき、住民の自主防災組織の充実を図るため、自主防災組織の設置及びその防災活動に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

### (編成)

第2条 自主防災組織は、留萌市内の町内会又は自治会を単位として編成する。ただし、地域の実情により、必要がある場合は、複数の町内会又は自治会を単位として、合同で編成できるものとする。

### (活動)

第3条 自主防災組織は、次に掲げる活動を行うものとする。

#### (1) 平常時の防災活動

- ア 情報の収集及び伝達体制の確立に関すること。
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること。
- ウ 地域内の安全点検に関すること。
- エ 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理に関すること。

#### (2) 災害時の応急活動

- ア 地域内の災害情報、救援情報の収集と伝達に関すること。
- イ 救出救助の実施及び協力に関すること。
- ウ 住民の避難所への誘導及び安否確認に関すること。
- エ 炊出し、救援物資の受領・配分等及び避難所の管理運営に関すること。
- オ その他防災上必要と認められる活動

### (設置)

第4条 自主防災組織を設置しようとする町内会又は自治会は、留萌市自主防災組織設置届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 町内会防災連絡網
- (2) 自主防災規約又は町内会規約等
- (3) 事業計画書（申請時に計画書がある場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (市の助成)

第5条 市は、自主防災組織の設置・運営及びその活動を促進するため、自主防災

組織に対し予算の範囲内で必要な助成及び支援を行うものとする。

- (1) 自主防災組織の設置及び運営に対する助成
- (2) 自主防災組織の地域防災活動に対する助成  
(助成対象経費等)

第6条 助成金の交付対象となる事業は、次の表のとおりとする。

助成対象		助成対象経費
(1) 自主防災組織の設置及び運営に対する助成		自主防災組織の設置運営に要する経費
(2) 自主防災組織の地域防災活動に対する助成	ア 防災訓練等の実施	防災訓練等の実施に要する経費
	イ 研修等の開催又は参加	防災に関する研修会等の開催及び参加に要する経費
	ウ 防災マップ等の作成	防災マップ等の製作又は購入に要する経費
	エ その他市長が必要と認める経費	

- 2 同一自主防災組織に対する各助成は、同一年度につき1回までとする。  
(活動に対する助成金額)

第7条 助成金額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる金額を交付するものとする。

- (1) 自主防災組織の設置及び運営に対する助成は、次のとおりとする。
  - ア 毎年度、1世帯(4月1日現在)につき100円
  - イ 新規設置の自主防災組織は、設置年度の翌年度に交付する。
- (2) 自主防災組織の地域防災活動に対する助成は、自主防災組織が独自で行う地域防災活動に要する経費に対し10分の10とし、上限金額は30,000円とする。

(交付申請)

第8条 自主防災組織は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の設置及び運営に対する助成
  - ア 留萌市自主防災組織設置及び運営助成金交付申請書(別記様式第2号)
  - イ 町内会防災連絡網
  - ウ 自主防災規約又は町内会規約等

エ 事業計画書

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 自主防災組織の地域防災活動に対する助成

ア 留萌市自主防災組織活動助成金交付申請書（別記様式第3号）

イ 助成対象経費の算定の基礎となる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第9条 市長は、第8条の申請書を受理したときは、内容を審査し、助成の適否を決定し、助成金交付決定通知書（自主防災組織の設置及び運営に対する助成）

（別記様式第4号）又は助成金交付決定通知書（自主防災組織の地域防災活動に対する助成）（別記様式第5号）により自主防災組織に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、事業内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、助成事業変更（中止）承認申請書（別記様式第6号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、助成金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

2 事業内容の変更にあつては、該当変更が確認できる書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、自主防災活動助成金交付変更決定通知書（別記様式第7号）を自主防災組織に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成決定の通知を受けた自主防災組織が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為で助成の決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成の目的以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に違反したと認められるとき。

（実績報告）

第12条 自主防災組織の地域防災活動に対する助成申請をした自主防災組織は、事業終了後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 留萌市自主防災活動実績報告書（別記様式第8号）

- (2) 事業の実施が確認できる写真
- (3) 事業による支出の根拠となる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査により、助成事業等の成果が助成金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、自主防災活動助成金額確定通知書（別記様式第9号）により自主防災組織に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第14条 助成金交付決定通知書（自主防災組織の設置及び運営に対する助成）

（別記様式第4号）により通知を受けた自主防災組織は、第7条に規定する助成金額について、自主防災活動助成金請求書（自主防災組織の設置及び運営に対する助成）（別記様式第10号）により助成金の交付を請求することができる。

2 助成金交付決定通知書（自主防災組織の地域防災活動に対する助成）（別記様式5号）により通知を受けた自主防災組織は、第7条に規定する助成金額について、前条の規定により確定した額を自主防災活動助成金請求書（自主防災組織の地域防災活動に対する助成）（別記様式第11号）により助成金の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、各助成及び支援について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。